

環境文教委員会 送付26-15

隣地建物の解体工事及び建設工事から子供たちを守る件

受付年月日 平成26年5月19日

陳情者

## 陳情書

(趣旨)

現在、番町幼稚園・小学校プール隣接地に16階建て（地上60m以上）のマンション建設が予定されています。工事着工は平成26年6月からとなっておりますが、解体工事中の粉塵や落下物、振動や騒音、自然災害とあいまった被害等が予想されます。このまま工事着工されますとプールや校庭を使う子供たちの教育環境のみならず、健康被害や安全性をも懸念します。また、建設にあたっては、来たる30年以内に70%の確率で起きるとされるマグニチュード7級の直下型地震の発生に備えたあらゆる想定を行い、対応することが肝要です。更には、建設後も落下物やのぞき・盗撮被害等も懸念することから、当該解体・建築工事の綿密な備えと十分な安全確保を徹底したく、下記の陳情を致します。

### 記

●解体工事着手日を平成26年11月以降からとする

近年、足場の倒壊やクレーン車の転倒事故等が相次いでおり、たとえ、建築主が十分に安全に配慮していたとしても子供たちの安全が絶対に守られる保証はなく、ましてや台風や竜巻、大規模地震などの自然災害とあいまって起こる事故は避けられない。更には、解体に着手することで、近接する建物から粉塵は必ず幼稚園児・小学生使用のプールに到達し、混入する結果、プールが使用できなくなることは容易に想定できる。以上の園児及び児童の衛生上・健康上の理由から、プール使用期間及び校庭を頻繁に使う運動会を終え、台風等の危険性も少なくなる11月までは解体工事に着手しないことを強く要望する。

●建設するマンションのプールに面したバルコニー、窓について特段の配慮をすること

子供たちを落下物被害やのぞき・盗撮から守る為、バルコニーの手すりの高さを通常より高くすること。また、校庭側の窓は磨りガラスで飛散防止効果のある防災性の高いものを使用する。更に、防音対策も講じること。例えば、南側の窓にはすべて二重サッシを完備することなど。

●プールに落下物対応のガードを設置する際の費用を負担すること

プールを使用する子供たちの安心・安全のため、小学校敷地内に落下物防止のガードを設置する場合は、その費用を建築主に要求する。

●マンション入居は、幼稚園・小学校の活動の妨げになるような申し入れや対応はしないこと

明建が建設したマンションに、近隣ゆえの騒音やボールなどが迷い込むことなどがあつた場合でも一方的な申し入れや苦情などは入れず、近隣として友好関係を築くことを前提とした対応をいただき、売買契約書、重要事項説明書及び管理規約でもその旨を明記し、周知徹底すること。

以上

平成26年5月19日

千代田区議会議長 嶋崎 秀彦 殿